



SPRING NEWSLETTER 2020 - VOLUME 4 - SPECIAL EDITION

Supporting Immigrant Communities Amid COVID-19 Crisis

サンフランシスコとオークランドは、常に住宅不足に悩まされ、アメリカ国内で最も住宅コストの高い都市と言われます。新型コロナウイルスの流行は住宅難をさらに悪化させ、住まいを失った人達の境遇はこれまでになく深刻化しています。外出禁止令は、コミュニティの全住民に経済及び将来に対する不安などの影響を与えますが、特に住宅を失い社会的に弱い立場にいる人達に対する悪影響は多大だと言えます。コロナウイルスの流行時においては、安全な住居の確保がより困難になっていると思われます。



緊急事態における貸借人の権利の保護については次のページをご覧ください

- 立退き請求の一時禁止
- 家賃の支払いの一時的停止
- 新型コロナウイルス流行時における、カリフォルニア州と連邦政府による住宅差し押さえについての保護条例

**APILOは賃借人
や住宅所有者を
問わず、住まい
の保護のお手伝
いをします。**

**新型コロナウイルス緊急事態に
おける賃借人の権利**

新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴って、賃借人に対する特別保護条例が発令されました。APILOでは、一人一人の条件や状況に応じて相談を受け付けています。特に次の場合は、すぐに連絡してください。

- 住まいを失う恐れがある。
- 家主に文書にサインするよう要求されている。
- 住まいに関する文書が届いた。

サンフランシスコ 住民の場合

オークランド住民 の場合

立ち退き請求の一時禁止

暴力によって健康や安全が脅かされるケース以外は、市長命令が終了する2020年5月22日以降2ヶ月間は、住宅の立ち退き請求は禁止されています。

家賃の支払いを次のガイドラインに沿って一時的に先送りできます

- 家賃を支払うことができない場合は、支払い締切日後30日以内に家主に通知する。
- 家主に宛てた最初の通知から一週間以内に経済的な影響を証明する文書（新コロナウイルスの流行に起因する経済的な影響について詳しく書いたレターも可）を提供する。
- 先送りさせる家賃に関して、2020年7月22日から少なくとも6ヶ月間の支払い計画を両者の間で立てる。

新型コロナウイルス流行時における、カリフォルニア州と連邦政府による住宅差し押さえについての保護条例

立退き請求の一時禁止

- アラメダ郡では、健康と安全が脅かされるケース以外の立ち退き請求を停止する緊急発令をしました。これは、緊急発令が終了後30日間有効です。
- オークランドの立退き請求禁止令は、延滞料の請求も禁止しており、家賃の値上げを3.5%までと定めています。
- 新型コロナウイルスの流行が原因（所得喪失、医療費の支出）で家賃の支払いができなくなった場合に対して立退き請求は認められません。但し、**未払いの家賃の支払い義務はなくなりません**

- カリフォルニア州は、住宅の差し押さえを2020年5月31日まで禁止しています。カリフォルニア州立裁判所では、新コロナウイルスの緊急事態の解除後90日は、裁判上の住宅の差押さえを一時停止します。
- 連邦法では、CARES Act が差し押さえに対する救援を提供しています。連邦政府の保証付き住宅ローンを組んでいる住宅所有者は、新型コロナウイルスの影響を受けた場合、適時で適切な書面により支払いの猶予を最高180日間まで要請することができます。その後さらに180日間の猶予の要請も可能です。

#CANCELDEBT:

コミュニティ運動



#canceldebtの下、住宅ローンや家賃の救済、電気・ガス・水道の遮断の一時禁止及びすでに遮断された家庭への供給再開、ホームレス・キャンプの一掃を中止しホームレスの人々に安全な住まいを提供することを主張しています。

APILO(アジア諸国法律事務所)は、立ち退き請求や住宅の差し押さえに関する情報を提供しています。詳しくは、ウェブサイト(www.apilegaloutreach.org)を参照してください。直接に相談を希望される場合は、(415)567-6255または(510)251-2846までご連絡ください。

コミュニティのための実質的な無料法律相談

多言語による法律相談を電話またはオンラインビデオによって行います。言語の種類:広東語、日本語、韓国語、北京語、タガログ語、スペイン語、ベトナム語

貴方は下記項目に関して法的質問がありますか。

- ❖ 中小企業や非営利団体の財政問題
- ❖ 家賃とテナントの権利
- ❖ 住宅ローンと住宅差し押さえ
- ❖ 新型コロナウイルス災害救援または政府援助の申し込み
- ❖ 家庭内暴力
- ❖ 高齢者虐待
- ❖ 人身売買
- ❖ 移民法に関することや DACA 更新

火曜日または金曜日午後2時から5時まで行っております。

電話で予約をしてください。(415) 567-6255 (510) 251-2846



ASIAN AMERICAN BAR ASSOCIATION
OF THE GREATER BAY AREA

